

岩手県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
つばき薬局	大船渡市盛町字内ノ目3番地17	平成29年10月31日
ひがし薬局	一関市東山町長坂字西本町120番地1	平成29年10月22日